

公益財団法人 西日本国際財団

2023年度(令和5年度)国際交流事業に対する助成金のご案内

公益財団法人西日本国際財団では、地域の市民レベルの国際交流を支援するために、民間団体の国際交流事業に対して「国際化助成事業」を行っています。概要は以下の通りです。国際交流イベント等をご計画されており、資金を必要とされている方は当財団にご相談ください。

1. 助成対象となる団体

- (1) 活動の本拠地が九州各県及び山口県、沖縄県内にあること。
- (2) 国際協力、国際交流又は国際理解の促進に寄与する活動を一定期間継続的に行っていること。
- (3) 目的、組織、代表者等、団体の運営に必要な事項に関する定めがあり、事業遂行能力が十分であると認められること。
- (4) 国・地方公共団体及びそれらが出資又は出捐している法人でないこと。
- (5) 営利目的の団体でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

2. 助成対象となる事業

- (1) 九州各県、山口県、沖縄県内及びアジア諸国における活動を対象とし、これらの両地域間の国際交流、国際貢献・国際協力の促進を目的とする事業で、次に掲げる事業のいずれかに該当すること。
 - ア 開発途上国等に対する援助を図る事業
 - イ 在住外国人に対する支援を図る事業
 - ウ 外国人と地域との交流を深める事業
 - エ 地域の国際理解や地域と外国人との相互理解を促す事業
 - オ 国際交流、国際貢献・国際協力に係る地域の担い手を育成する事業
 - カ 国際交流団体、国際協力団体の育成、活動の充実を図るための事業
 - キ 災害等緊急時における支援活動事業
- (2) 対象団体が自ら企画、主催する事業であり、その事業内容等が具体化しているものであること。
- (3) 非営利の事業であること。

※但し、上記(1)(2)(3)は助成対象となりうる最低限の条件です。実際には上記条件を踏まえたうえで助成審査委員会（後述）において個々の案件の適格性を判断します。

3. 助成対象から除外する事業

- (1) 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- (2) 公共の秩序、安全を害する恐れのある事業
- (3) 宗教的または政治的な目的のために利用されるもの
- (4) 営利目的のために実施されるもの

- (5) 寄付金を集めることを目的とするもの
- (6) 食糧費、人件費他の団体を運営するための経費
- (7) 過去2年間連続して助成を受けた事業

4. 助成金の額

助成金の額は1事業について20万円を限度とします。

5. 助成の制限

(1) 同一団体に対する助成は、原則として、当該年度中において1事業を限度とします。

(2) 助成金は、助成対象事業費の1/2以内とします。

6. 助成の申請時期と助成予算

(1) 助成金の申請は、随時受付しています。但し、該当年度の助成予算の枠がなくなれば受付は終了します。

(2) 申請書類を提出する前に先ずは事務局に申請に該当するかどうか電話もしくはメールにて問い合わせてください。(事務局 電話 092-476-2154 Eメール nckokusaizaidan@gmail.com)

7. 審査および決定

申請を受け付けた案件については定期的に審査委員会を開催し(年4回程度→6月、9月、12月、3月)、委員会で審査を行い、できるだけ速やかに助成決定・交付を行います。審査にあたって案件に関する質問や追加資料の提出をお願いすることがあります。(審査委員会の日時は事務局にお問い合わせください。)

8. 申請書類

(1) 申請書類のひな型は電話相談後助成申請が可能だと判断した場合にお渡しいたします。

(2) 申請書類の提出は少なくとも助成審査委員会の開催2週間前までにお願いします。

9. 助成金交付後の手続き

助成が決定し、助成金を受け取られた後は事業実施後原則として3ヶ月以内に実施報告書を提出いただきます。

10. 助成金交付決定等の取り消し等

次の場合には、助成の全額或いは一部を取り消し、既交付の場合には返還していただくことがあります。

1. 事業が中止された場合
2. 事業内容が届けなく変更された場合
3. 助成金が助成対象以外の用途に使用された場合
4. 決まった期日までに実施報告書が提出されず、事業実施後の検証が困難な場合

以上

お問い合わせ : 公益財団法人西日本国際財団 (担当 わたりの 渡、もとおら 本村)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目3-6

電話 092-476-2154 FAX 092-476-2634

Email nckokusaizaidan@gmail.com

